

中国会計基準における「減損会計」

陶 静

はじめに

- I 中国の「減損会計」の歴史
 - II 新「減損会計」規定による会計実務
 - III 新, 旧『企業会計準則』における「減損会計」の差異
 - IV 実例からみる中国「減損会計」の特徴
- おわりに

はじめに

「資産減損」とは資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回ることを言う。「資産減損」を処理するため「減損会計」が導入された。「減損会計」はおそらく会計の「保守性」原則の影響で形成されたものである。その目的は資産の正しい価値を帳簿に計上することによって、企業の会計情報をより正確で投資の意思決定にもより有用にするためであろう。一方、「減損会計」を利用し「利益操作」を行えることも否定できない。そうなると資本市場の発展と投資者に大きな影響を与えることになる。

中国の「減損会計」は1992年に公布・執行された『股份制試点企業会計制度¹』において初めて使われ、まだ20年あまりしか経っていない。しかし、この20年あまりの歴史のなかで、中国の「減損会計」制度は数度変化し、現在に至った。現行の「減損会計」はおもに2006年2月に公布2007年1月に執行された新『企業会計準則－第8号「資産減損」』にまとめられている。中国現行の「減損会計」と『国際財務報告基準(IFRS)』の「減損会計」との主な差異は一点だけであった。それは『国際財務報告基準』においては、「のれん」に対するものを除き、「減損引当金」の「戻入れ」が認められている。これに対し、中国の現行基準では、長期資産の減損「戻入れ」が認められていない。この意味では、現行の『企業会計準則』の「減損会計」より1992年の旧『企業会計準則』の「減損会計」の方がより国際基準に近いと言える。

本稿は中国の「減損会計」の発展の道なりをまとめ、新「減損会計」の実務手順の説明および新・旧『企業会計準則』における「減損会計」の比較などを通して、「中国会計基準」における「減損会計」の特徴をあぶりだす。更に、あぶりだした特徴を上場企業の「資産減損」の実例を通じて確認してみよう。

1 『股份制試点企業会計制度』の日本語の意味は「試験的株式企業適用会計制度」である。

I 中国の「減損会計」の歴史

今日までの20年あまりしかない中国の「減損会計」の歴史はおよそ四段階に分けることができる。時系列でみてみよう。

1. 第一段階 1992年～1997年（任意2項目）

このときは二項目の「引当金」を任意で計上することを規定していた。例えば、最初に「減損会計」が使われた1992年1月1日執行開始の『股份制試点企業会計制度』においては「貸倒引当金」の計上と戻入を認めていた。しかし、強制ではなく任意である²。また、同年7月1日に執行された『外商投資企業会計制度』³においても任意で3%以内の比率で「貸倒引当金」計上と戻入、そして「棚卸資産」については「減損引当金」の計上と戻入を認めた⁴。その後1992年11月公布、翌年7月1日に執行された『企業会計準則』および『企業財務通則』において初めて「保守性」原則に言及し、会計測定及び認識を基本原則とした⁵うえで、各業界において（計上比率は異なる）「貸倒引当金」、「棚卸資産減損引当金」の計上と戻入を許可した。

この時期では、中国の「減損会計」はまだ模索し始めた時期で、さらに中国の資本市場もまだ初期段階であったため、「減損会計」は企業の会計情報、投資家の意思決定にも影響は小さかった。

2. 第二段階 1998年～2000年（強制1項目、任意3項目から強制4項目）

このときは四項目の「引当金」が計上されることを規定されていた。まず、1998年1月『股份制試点企業会計制度』が廃止される代わりに、中国財政部は『股份有限公司会計制度』⁶を公布・執行した。そのなかで、中国国外および香港で上場した企業に対して強制的に「貸倒引当金」、「棚卸資産減損引当金」、「短期投資減損引当金」、「長期投資減損引当金」の計上を規定し、中国国内のみで上場する企業に対しては、「貸倒引当金」のみ強制計上で「棚卸資産減損引当金」、「短期投資減損引当金」、「長期投資減損引当金」は任意計上と規定した。その後、1999年12月に中国財政部は『股份有限公司会計制度』の関係会計処理の補充規定』などを公布し、四項目の「引当金」をすべての株

2 『股份制試点企業会計制度』、中華人民共和国財政部、中国財政経済出版社、1992年。

3 『外商投資企業会計制度』の日本語の意味は「外資系投資企業適用会計制度」である。

4 『外商投資企業会計制度』、中華人民共和国財政部、中国財政経済出版社、1992年。

5 『企業会計準則－基本準則』（1992年版）第18条、中華人民共和国財政部、中国財政経済出版社、1992年。

6 『股份有限公司企業会計制度』の日本語の意味は「株式会社適用会計制度」である。

式会社において強制計上することとなった。

この時期では、「減損会計」は任意から強制へとシフトし、すべての株式会社において制度上おなじ「資産減損」に関する「引当金」の計上が要求されて、ある程度企業の恣意性を排除することができた。

3. 第三段階 2001年～2006年（強制8項目）

このときは八項目の「引当金」が強制計上されることを規定されていた。2000年12月公布、2001年1月執行された『企業会計制度』のなかで明確に「資産減損」の概念を提起し、上場会社をはじめとする株式会社において八項目の「引当金」を強制計上すると規定した。八項目は今までの四項目以外に「固定資産」、「無形資産」、「建設仮勘定」、「貸付金」である。更に「資産減損明細表」の作成および「財務諸表」の「注記」のなかでの例示を強制した。同時に「減損の戻入れ」について容認するだけでなく、過年度遡及調整も認めた。「減損の戻入れ」の金額も時期も企業の経理担当者の職業的判断に頼り、かなり大きな裁量権を与えた。

この時期では、企業資産の正しい価値を表示するために、中国の会計制度上「減損額」の範囲内で戻入れを認めている。しかし、実際「資産減損」の「計上」と「戻入れ」を利用し、「利益操作」を行った企業は少なくなかった。

4. 第四段階 2007年以後（新「減損会計」）

2007年1月1日から1993年の『企業会計準則』（以下「旧準則」とする）が廃止され、新しい『企業会計準則』（以下「新準則」とする）が執行されている。中国の新会計基準体系では「旧準則」の各資産準則に「資産減損」の具体的な規定を散在する形を変え、「資産減損」について2つのルートで規定するようになった。一つは「旧準則」と同じく、「新準則」の各関係「具体準則」に「減損会計」の規定を盛り込む方法である。「棚卸資産」、「公正価値基準の投資不動産」、「消耗性生物資産」、「建築契約で形成した資産」、「繰延税金」、「金融資産」、「未確定石油天然気鉱物権益」などがその形式である。もうひとつは『企業会計準則第8号－資産減損』を「具体準則」として新たに策定した。資産減損の傾向の認識、回収可能額の測定、資産減損の確定などについて全面的に規定した。なお、減損計上後の戻入れについて資産によって異なる規定となっている。すなわち、棚卸資産などの短期資産については減損計上後の戻入れは認める一方、長期資産、例えば、固定資産、建設仮勘定、無形資産、のれんなどについては減損計上後の戻入れは認めない。

中国の新「減損会計」は2006年までの執行状況を踏まえ、「減損額」の「戻入れ」を

7 『企業会計準則』（2006年版）、中華人民共和國財政部、中国財政経済出版社、2006年。

利用した「利益操作」をやめさせるため長期資産の減損「戻入れ」を禁止した。しかし「国際会計基準」においては「のれん」を除き、すべての資産の減損は「戻入れ」は認められている。この意味では、中国の新「減損会計」は後退したように思われる。それに「資産減損」について「計上」のみ認め、「戻入れ」を認めないのは「資産」の正しい「価値」を財務諸表に表示できなくなる恐れもある。

Ⅱ 新「減損会計」規定による会計実務

中国の新「減損会計」は旧「減損会計」に比べると、実務をしやすいように詳しく「減損会計」の手続きを規定している。それによって、実務担当者にわかりやすく手引きし、恣意性もある程度排除できるであろう。以下その内容をまとめてみよう。⁸

1. 減損の可能性のある資産の識別

貸借対照表日において、資産が固定資産の減損している可能性を示す兆候があるか否かを判断しなければならない。また、海外における上場会社等の中国子会社等は、親会社より四半期ごとに判断が求められることもあるので注意が必要である。具体的には以下の兆候がある場合、資産に減損が生じている可能性を示している。

- (1) 当期、資産の市場価値が大幅に下落している。
- (2) 当期、企業を取り巻く環境および資産がおかれている市場において、企業に悪影響を及ぼす著しい変化が生じる、または、近いうちに生じる見込みがある。
- (3) 資産の陳腐化または資産自体が破損されていることを示す証拠がある。
- (4) 資産が遊休状態にある。または、使用が中止されている。または、将来的に遊休状態となるもしくは使用が中止される見込みである。
- (5) 企業の内部報告より入手した証拠が資産の経済的成果が予想より低下している。または、低下する見込みであることを示している場合。

上記のような兆候が生じていない場合、減損が生じていないと判断され、それ以上の手続を実施する必要はない。

2. 資産の回収可能価額の測定

資産に減損の兆候があった場合、回収可能価額を見積もらなければならない。ここでいう回収可能価額とは、その資産の公正価値から処分費用を差し引いた後の純額と資産の見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか大きい方をさす。見積キャッシュ

8 『企業会計準則第8号－資産減損』（2006年版）、中華人民共和国財政部、中国財政経済出版社、2006年。

ユ・フローの対象期間は、最大5年間であり、経営者がさらに長い期間の合理性を証明できる場合のみ、5年を超える期間を対象とすることができると規定されているため、注意が必要である。

資産の公正価値から処分費用を差し引いた後の純額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか一方が資産の帳簿価額を上回る場合、当該資産には減損が生じていないことを示しており、減損損失を計上する必要はないことになる。

3. 資産の減損損失の確定

回収可能価額の測定結果により、資産の回収可能価額がその帳簿価額を下回ることが明らかになった場合、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額計上しなければならない。減額計上した金額は資産の「減損損失」として認識し、当期損益に計上すると同時に対応する資産減損引当金を計上することになる。

4. 「減価償却費」との関連

「減損損失」認識後は、減損後の帳簿価額を残存耐用年数内に定期的に配分するため、「減価償却費」について将来の会計期間において調整が必要となる。

以上のように、実務的には新「減損会計」は4つのステップに分けている。実務的であるということはいえよう。

Ⅲ 新、旧『企業会計準則』における「減損会計」の差異

中国の新「減損会計」の特徴を模索するため、ここで新、旧『企業会計準則』における「減損会計」を比較し、その差異をまとめてみることにしよう。

まず「資産減損」の概念およびその適用項目についてみてみよう。新、旧『企業会計準則』どちらも「資産減損」について以下のように定義した。すなわち「資産減損」とは「資産の回収可能価額がその資産の帳簿価額に下回る」ことである。ただし、「旧準則」においては各資産準則に「資産減損」の具体的な規定を散在する形をとっていたので、「資産減損」の適用項目はそれぞれ独立していた。しかし、実際「資産減損」の発生は単一の資産ではない場合は多くある。したがって、資産グループで考えないと正確な「資産減損」状況を反映できないことが多いであろう。「新準則」においては、『国際会計基準』の内容を取り入れ、資産のグルーピングの概念が導入された。結果、「新準則」においてはある資産単独での減損判断がしがたい場合、資産グループ単位で減損可能性の有無を判断し、そして回収可能金額を測定し、減損を認識することとなる。

次に「資産減損」の認識についてみてみよう。「旧準則」においては「資産減損」の

認識については「企業が定期的、少なくとも毎期末に「保守性原則」にしたがい、各資産について「減損可能額」を予測し、「引当金」を計上する。」としか規定していない。「新準則」においてはさらに以下の二点を明確に規定した。一つ目は「企業は期末に各資産の減損兆候の有無を判断しなければならない」である。すなわち「減損兆候」の概念は明示され、「回収可能価額」、「引当金」などよりも重要視された。二つ目は「企業合併で形成された「のれん」や耐用年数不確定の無形資産については、もたらせた「経済利益」は不確定であるため、「減損兆候」があるか否かにかかわらず、每期回収可能額測定しなければならない」である。すなわち、資産の種類によって、「減損会計」処理の手順を変えたと言えよう。

それから「資産減損」の測定についてみてみよう。「旧準則」においては「「回収可能価額」は「売買価値」と「予測キャッシュ・フローの現在価値」とのどちらか高い方」とした。「公正価値」概念は用いられていないだけでなく、実務のための具体的な測定方法、数値を与えていなかった。一方、「新準則」においては「「回収可能価額」は「公正価値」（すなわち市場価額）と「予測キャッシュ・フローの現在価値」とのどちらか高い方」とする。具体的な回収可能価額の算定方法を以下のようにまとめられる。「公正価値は売却費用を控除したものをを用いる。第三者間の販売契約、あるいは市場が存在しない場合は算定困難となるので、同一産業内の類似資産の価格を参考にしても見積もりにくい場合は予測キャッシュ・フローの現在価値を用いる。⁹」さらに、「キャッシュ・フローの予測期間は合理的に証明できる場合除き、最長で5年。¹⁰」「予測には将来のリストラ、機能改善を含めない。¹¹」「割引率には市場利子率に加え資産の固有リスクを考慮した投資時点の裁定収益率を用いる。」¹²などの具体的な測定数値を与え、より実務的である。

最後に「資産減損」の開示についてみてみよう。「旧準則」では、企業の財務諸表の注記において当期の「資産減損額」および当期の「過去減損の戻入れ額」の計上のみを開示すればよいと規定した。対して、「新準則」では、「資産減損額」のみならず、「累計数」、「計上原因、原則、手順、方法」などについても開示しなければならないと規定した。「新準則」においては固定資産、無形資産などの長期資産については一旦認識した減損の戻入れは認めないため、「過去減損の戻入れ額」の開示の必要はほとんどない。

以上のまとめたように、中国の新「減損会計」は「国際会計基準」の「減損会計」にある資産のグルーピングの概念を導入し、「回収可能額」についても「国際会計基準」

9 『企業会計準則第8号-資産減損』（2006年版）（第8条），中華人民共和国財政部，中国財政経済出版社，2006年。

10 同9，（第11条）。

11 同9，（第12条）。

12 同9，（第13条）。

の「減損会計」にある「公正価値」と「予測キャッシュ・フローの現在価値」の概念が使われ、より「国際化」したものとなった。一方、「国際会計基準」の「減損会計」の規定と違って、長期資産の減損の「戻入れ」を認めない規定は「国際化」に反する形となった。それは、中国の旧「減損会計」を執行していたあいだ、「減損会計」の目的（すなわち、資産の正しい価値を表示することである）と違う使い方（すなわち、企業の利益操作である）が多く見られて、このような使い方を禁止するための改正であろう。さらに、基準のなかに実務的手順など詳しく規定することなど中国の「特殊性」も見られる。それは、「減損会計」の実務担当者もまだ知識不足のため、判断を要することをなるべく少なくするためであろう。

IV 実例からみる中国「減損会計」の特徴

Ⅱ章、Ⅲ章の内容を通して、中国の「減損会計」の特徴をある程度まとめられた。この章では実証分析をしてみよう。

1. データ分析

まず、周冬華（2011）の研究データを使い、2001年から強制8項目の「資産減損」の計上をはじめてから2008年までの10年近くの上場企業の「資産減損」の「計上」をみてみよう。

第1表によると2001年を除き、2002年～2006年対象とした上場企業の「資産減損」計上比率はすべて90%以上である。対して、新「減損会計」を適用した2007年～2008年は75.90%および79.77%に下げた。さらに短期資産と長期資産を比較してみると短

第1表 上場会社「資産減損」計上の比例表¹³

年度	対象企業社数	減損計上社数	比例%	短期資産	比例%	長期資産	比例%
2001	1136	803	70.69	796	70.07	636	55.99
2002	1220	1147	94.02	1109	90.90	931	76.31
2003	1263	1187	93.98	1183	93.67	996	78.86
2004	1353	1312	96.97	1310	96.82	1082	79.97
2005	1358	1307	96.24	1307	96.24	1089	80.19
2006	1411	1360	96.39	1358	96.24	1085	76.90
2007	1527	1159	75.90	1142	74.79	439	28.75
2008	1602	1278	79.77	1278	79.77	578	36.08

13 周冬華、『中国上場会社資産減損会計研究』、経済科学出版社、2011年、99ページ（一部修正）。

第2表 上場会社「資産減損」計上金額統計表¹⁴

単位：億元

年度	資産減損総額	短期資産総額	比例%	長期資産総額	比例%
2001	177.73	138.50	77.93	39.23	22.07
2002	255.25	211.86	83.00	43.40	17.00
2003	644.03	222.77	34.59	421.26	65.41
2004	917.68	412.54	44.95	505.14	55.05
2005	833.75	351.22	42.13	482.53	57.87
2006	982.05	354.63	36.11	627.42	63.89
2007	1169.38	371.17	31.74	798.21	68.26
2008	3426.65	919.94	26.85	2506.63	73.15

第3表 新旧「会計準則」における「資産減損引当金」の計上比較¹⁵ 単位：%

比較項目		平均数	中位数	最大値	最小値
資産減損対 資産比	全体 N=9688	1.56	0.42	216.76	0.00
	旧準則(2001~2006) N=6753	1.56	0.45	116.35	0.00
	新準則(2007~2008) N=2935	1.56	0.34	216.76	0.00
資産減損対 純利益比	全体 N=10264	51.38	11.05	5059.68	0.00
	旧準則(2001~2006) N=7114	55.03	13.84	5058.68	0.00
	新準則(2007~2008) N=3150	43.14	5.83	3932.22	0.00

期資産減損の計上比率は長期資産の計上比率より高く、特に新「減損会計」が執行された2007年~2008年は長期資産の計上比率は大幅に下げ、それぞれ28.75%と36.08%であった。その原因はやはり、新「減損会計」において長期資産減損の戻入は認められず、企業は計上に慎重な態度をとったことにあるであろう¹⁶。

しかし、第2表の統計データをみると、2001年~2008年資産減損の金額は年々増加していた。新「減損会計」が執行された2007年~2008年においては短期資産、長期資産ともに減損計上額増加し、特に2008年の増加幅は非常に大きいことがわかるであろう。それは予測に反することである。さらに詳細を確認したところ2007年、2008年の大幅増は極端な異常値の影響によるものであった¹⁷。

周冬華(2011)の研究によると2007年の減損計上額前15社は合計897.22億元に上¹⁸

14 同13, 101ページ(一部修正)。

15 同13, 77ページ(一部修正)。

16 同13, 100ページ-101ページ。

17 同13, 101ページ-102ページ。

18 工商銀行、建設銀行、中国石化、交通銀行、華夏銀行、中国銀行、中国聯通、宝鋼株式、中国中鉄、中興通信、中国神華、中国平安、ST丹化、五鈹發展、SST北亜。

り、2007年度総額の77%を占める。その部分を除き、2007年の減損計上総額は272.16億円で、長期資産の計上額は68.80億元(25.30%)である。2008年においては、同じく前15社の合計は2707.33億円で、総額の79%を占める。それを除けば、減損計上総額は642.85億円で、長期資産の計上額は125.43億元(17.44%)である。2007年および2008年の資産減損計上額前15社は主に銀行、保険、IT産業、鋳業である。それらの業界は2007年からの世界的な金融不安の影響を大いに受けた。これが極端な異常値発生の一因であろう。また、第3表のデータも新「準則」執行後は「資産減損」の「計上」は旧「準則」のときに比べると大きな変化がみられないことを証明できるであろう。

次に、同じく周冬華(2011)の研究データを使い、2001年から強制8項目の「資産減損」の計上をはじめてから2008年までの10年近くの上場企業の「資産減損」の「戻

第4表 上場会社「資産減損」の「戻入れ」金額統計表²¹ 単位：億元

年度	資産減損戻入れ総額	短期資産戻入れ総額	比例%	長期資産戻入れ総額	比例%
2001	67.47	50.46	74.79	17.01	25.21
2002	139.98	101.25	72.33	38.73	27.67
2003	196.33	145.73	74.22	50.61	25.78
2004	211.54	143.56	67.86	67.98	32.14
2005	333.93	237.13	71.01	96.80	28.99
2006	457.25	306.02	66.93	151.23	33.07
2007	89.56	89.56	100	0	0
2008	779.11	779.11	100	0	0

第5表 新旧「会計準則」における「資産減損引当金」の「戻入れ」比較²² 単位：%

比較項目		平均数	中位数	最大値	最小値
資産減損対 資産比	全体 N=9687	1.09	0.09	705.28	0.00
	旧準則(2001~2006) N=7112	1.32	0.13	705.28	0.00
	新準則(2007~2008) N=2575	0.47	0.02	240.25	0.00
資産減損対 純利益比	全体 N=10263	72.29	1.99	73376.18	0.00
	旧準則(2001~2006) N=7113	101.15	4.75	73376.18	0.00
	新準則(2007~2008) N=3150	6.13	0.00	1406.96	0.00

19 工商銀行、中国銀行、建設銀行、中国石化、交通銀行、深発展A、中信銀行、招商銀行、宝鋼株式、中国太保、華夏銀行、浦発銀行、上海汽車、ST宏盛、五鋳発展。

20 同13, 102ページ-103ページ。

21 同13, 112ページ(一部修正)。

22 同13, 79ページ(一部修正)。

入れ」をみてみよう。

第4表によると2001年～2006年まで「資産減損」の「戻入れ」は年々増加していた。しかし、2007年は大幅減少していた。それはおそらく新「減損会計」の執行によって、長期資産の減損「戻入れ」ができなくなった結果であろう。また、新「減損会計」の執行に先だって、多くの企業は2006年度でより多く「戻入れ」を行ったのかもしれない。しかし、2008年度の「戻入れ」額が急増したことも明らかである。周冬華(2011)の研究によるとその原因は2008年度において金融保険業が多額の「資産減損戻入れ」を行ったからであった。具体的にいうと工商銀行433.39億元、中国銀行245.02億元、招商銀行20.25億元、中信銀行6.85億元、中国平安1.52億元、交通銀行1.24億元それぞれ「戻入れ」し、合計686.28億元、すなわち2008年戻入れ総額の88.09%を占める、2007年において同様に金融保険業の合計を計算すると27.29億元、総額の30.47%²³を占める。この結果も2008年度の金融不安に影響されていた。また、第5表のデータも新「準則」執行後は「資産減損」の「戻入れ」は旧「準則」のときに比べると減っていることを証明できるであろう。

以上をまとめると特殊性を持つ金融業界を除くと、新「減損会計」を執行した2007年度、2008年度の「資産減損」の「計上額」も「戻入れ額」も大幅にさげる結果となった。それは前述の新「減損会計」の特徴と関係するであろう。すなわち、長期資産の減損の「戻入れ」ができなくなるため、企業は「計上」についてより慎重になったことである。新「減損会計」の目的の一つである企業の「利益操作」を防ぐことにある程度効果を発揮したことが証明されたであろう。しかし、「短期資産」と「長期資産」の「戻入れ額」および「比率」を比べると、明らかに「短期資産」のほうが大きいことがわかる。すなわち、新「減損会計」は「長期資産の減損戻入れ」を禁止するだけでは、完全に企業の「資産減損の戻入れ」を手段に「利益操作」を防ぐことはできないであろう。多くの企業は「貸倒引当金」,「棚卸資産減損引当金」を利用するであろう。

2. 個別事案

「資産減損」による「引当金」の「計上」および「戻入れ」の働きはまず「資産の正しい価値」を表示するためである。それから「保守性原則」の働きであり。また不本意ながら、個別企業の「利益操作」手段となってしまう。中国の「減損会計」とくに「新準則」においてはより詳細に「実務手順」を規定した。しかし、「減損会計」は依然として「判断」が必要なところが多い。よって、企業は自社の状況に照らして、「減損会計」を利用することがしばしばある。以下個別に事案をあげる。

23 同13, 113ページ-114ページ。

(1) 「資産減損」を巨額計上する方式

2002年度上場企業のなかで最大な損失額を出した「ST 軽騎」を例にする。「ST 軽騎」の2002年度の損失額は34.06億元である。その多くは関連会社の「貸倒引当金」計上額で、26.95億元である。ほかの「資産減損」計上額と合わせると27.35億元で、「戻入れ額」1.08億元を差し引くと2002年度の損益に計上されたのは26.27億元、当期損失の77.26%²⁴を占める。実際「ST 軽騎」は2002年度「資産減損」除き、8.11億元の赤字である。しかし、「ST 軽騎」はすでに2000年度4.05億元、2001年6.99億元の赤字を出していた。すなわち、2002年度「資産減損」を計上しなくても3年連続の赤字決定²⁵されていた。そこで、3年目に巨額の「資産減損」を「計上」し、翌期以後「戻入れ」により黒字化を図り、上場廃止を免れる魂胆であろう。現に「ST 軽騎」が2003年度において1億元の戻入れを使って、1614万円の黒字を実現し再上場申請ができた。その後の年度も徐々に2002年度計上された巨額の「資産減損」を「戻入れ」し、毎期黒字を実現、再上場をはたした。

(2) 「資産減損」を過少計上する方式

同じく2002年度に黒字転換を実現した「大慶聯誼」を例にする。2002年度「大慶聯誼」の純利益は491万元である。その前の2年は赤字であった。しかし、監査法人の監査意見は限定付であった。その理由は2つある。一つ目は「貸倒引当金」の計上不足で、もう一つは子会社の資産に不確実性がみられる。²⁶「大慶聯誼」は「貸倒引当金」の比率を小さくすること、そして不確定資産の「減損引当金」の非計上、さらに過年度の「資産減損」の「戻入れ」などの手段をすべて使って、黒字化した。どれか一つでもやらなかったら、「大慶聯誼」は2002年度も赤字のままであった。そうなると上場停止になり、STをつけることになる。それを免れるため、「資産減損」を過少に計上することにしたであろう。

(3) 「資産減損」を巨額戻入れする方式

巨額戻入れは多くの場合、前年度の巨額計上とセットで使われる。2002年度の「科竜電器」を例にする。2002年度「科竜電器」の最終純利益は1.01億元である。しかし、それは4.55億元の過年度「資産減損」の「戻入れ」を行ったあとの結果である。もし、「戻入れ」せず、或いは巨額ではない場合、「科竜電器」は2002年度も赤字であることは明白であろう。

以上の3種類の方法を単独或いは組み合わせて使い、「減損会計」を利用して、再上場をはたす企業、上場廃止を免れる企業はほかにもたくさんある。このやり方は中国の

24 証券時報, <http://stock.secutimes.com/>, ST 軽騎 2002年度財務報告, 2014年1月5日。

25 中国では、3年連続赤字の上場企業は上場停止となる。

26 金融界, http://stock.jrj.com.cn/com-info/ndbg_600065.htm, 2014年1月5日。

「減損会計」は「旧」から「新」に変化しても依然として実行可能であろう。すなわち、現行の「減損会計」も企業の「利益操作」の道具になることは不可避であろう。

最後に元「南方証券」を例にして、同じ資産に対して、企業がそれぞれ違う「減損処理」を行ったことの意味をみてみよう。

「南方証券」はかつて中国で最大規模の著名な証券会社であった。1992年12月中国シンセン市に設立し、2004年1月2日に上場委託管理され、精算完了後倒産した。以下簡単に経緯をまとめてみる。「南方証券」は登録資本10億元をもって、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行および中国人民保険会社連名で発起し、中国国内著名な企業40社あまりの出資によって設立された。1993年～1995年の証券市場低迷時、「南方証券」は大量の非証券類に投資した。1999年「南方証券」は策略し、国営企業の株価を上昇させた。2000年「南方証券」は増資し新株も発行した。2001年2月25日まで「南方証券」は21.38億元の資金を調達し、登録資本を34.5億元にし、株主も46から68に増加した。当時は証券市場が好調なため、「南方証券」は大量の委託預金業務および元本割れなしの契約をした。しかし、証券市場の不調とともに経営管理の失策などもあって、2002年6月には危機に陥って、2003年後半危機が拡大し続けていた。それでも銀行、政府などが支援の手を差し伸べ続けた。しかし、「南方証券」の積み重ねた問題で、2004年1月2日に上場委託管理され、事実上倒産となった。倒産公告と同時に「南方証券」に投資した7社はただちに「南方証券」に対する「長期株券投資」の「減損引当金」を計上すると公表した。しかし、企業によってはその計上比率はまちまちであった²⁷。以下第6表にまとめてみよう。

第6表 8社の「南方証券」に対する「資産減損」処理一覧表²⁸

会社名	投資額 (万元)	減損計上比率 (%)	減損額 (万元)	純損益 (万元)	監査意見
上海汽車	39600	100	39600	151681	無限定適正
首創株式	39600	15	5940	40352	注記付無限定
東電 B	22000	82	18015	60928	無限定適正
邯鄲鋼鉄	11000	61.74	6791	62647	無限定適正
万鴻集団	8834	90	7501	-76839	注記付無限定
中原油気	4950	55	2724	52165	無限定適正
路橋建設	1100	20	660	6111	無限定適正
四川長虹 ²⁹	18200	0	0	2.4	注記付無限定

27 王春暉、「新旧資産減損準則の執行差異比較」、『会計研究』2008年6月、中国会計研究学会。

28 各会社の年度報告からデータ抽出し、筆者作成したものである。

29 「四川長虹」に関しては長期株権投資ではなく、委託管理の2億である、また「資産減損」について2003年には計上せず、計上したのは2004年である。

第6表で示したように、「南方証券」の「資産減損」について、各社は違う「減損会計」の処理をしていた。そのなかの代表的なものをあげて、分析してみよう。

まず、「上海汽車」と「首創株式」をみてみよう。両者の投資額は同額で、並列第1大株主である。しかし、両社の「南方証券」に対する「長期投資株権」の「減損会計」処理は両極端になった。「上海汽車」は100%すなわち投資全額の3.96億円の「減損引当金」を計上したのに対し、「首創株式」はわずか15%すなわち5940万元しか計上しなかった。

なぜ、同じ投資額の両社は大きく異なる「減損会計」処理をしたのであろう。第6表の2003年純損益を確認してみよう。「上海汽車」の純利益は15.16億元に対し、「首創株式」は4.03億元であった。両社とも黒字とはいえ、金額の差は3倍以上である。それ純利益の差こそ、両社の「減損会計」処理違いの原因であろう。まず、2003年前後は21世紀の中国の自動車産業飛躍的な発展時期で自動車産業はその時期おおよそ順調で相応な利益をあげていた。「上海汽車」も例外ではなく、主業務の利益額は高く、たとえ全額「減損会計」処理しても、いい業績を残せる。さらに、「南方証券」は「上場委託管理」されたとはいえ、前例を踏まえてみると最終的には完全に倒産するとは限らない、なにかの救済措置がとられる可能性がないとはいえない。その場合、将来的に一部であろうが、徐々に計上された「資産損失引当金」は「戻入れ」でき、自動車産業不景気の時代に備えて、「利益」をストックすることにもなるであろう。一方、「首創株式」の当期純利益はわずか4.03億元、全額「減損会計」処理する場合はその財務数値はさらに悪くなるに違いない。すなわち、純利益は0.67億元になってしまい、2002年公表した財務報告に計上された4.6億元の純利益と比べると85.47%降下することになる。それでも黒字なので、全額計上してもいいと思われるが、実は当時「首創株式」は株主割当形式で資金調達する予定をたてていた。しかし、中国の証券制度上それができるのは直近3会計期間の平均純資産利益率が10%以上の上場企業のみである。2001年～2003年の財務報告を確認すると3年間の純資産利益率はそれぞれ11.12%、10.47%と9.08%（15%「減価引当金」計上済み）である。その状況下では平均は10.22%となった。しかし、「南方証券」に対する「減損会計」処理において100%「減損引当金」計上するなら、9.08%の純資産利益率は1.51%になり、平均すると7.7%となり、10%を満たさない。そうすると3年以内に株主割当形式で資金調達することは不可能となる。したがって、15%の計上はギリギリ計算した結果であろう。すなわち前述の過少計上によって、目的を達成した。

次に「四川長虹」をみてみよう。投資内容はほかの各社と違い、「委託国債投資契約」であった。初期金額は2億円で、1720万元の投資収益は受け取ったので、第6表で示した投資額は18200万元となった。2003年度「四川長虹」は年度財務報告表の注記に

て「南方証券」に対する「減損会計」処理の決定は現時点において不確実性が多いため、「減損引当金」の計上を見送ることを記載した。ほか各社と比率は違うものの、すべて「減損引当金」を計上したにもかかわらず、見送る決定したのはやはり「四川長虹」の内部事情に関係するであろう。当時の純利益はわずか2.4億円で、計上するとさらに利益額が圧迫され、業績が悪くなる。しかし、「四川長虹」は2004年の財務報告において全額計上をおこなった。2004年の純損失は36.8億円でそのうち「資産減損」の「引当金」額はなんと37.3億元（「南方証券」の1.82億元は金額上少なく、ほとんど注目されなかった。）たとえ2004年も「資産減損」の「引当金」を計上しないなら、「四川長虹」の純利益は0.5億元となるが、前年度比で大幅に業績が悪い印象はさほど変わらない。しかも2003年度の未計上についても2004年でも追及されるであろう。そこで、「四川長虹」は前述の巨額計上に伴う巨額戻入れする手段をとった。その功があって、2005年以後は「戻入れ」を利用して利益を計上していた。例えば、2005年の「資産減損」の「戻入れ」額は純利益の3倍以上であり、2006年の「戻入れ」額は純利益の1.2倍であった。すなわち「戻入れ」がないと「四川長虹」は3年連続赤字になり、上場停止に追い込まれたであろう。

ほかの各社も自社の状況に応じて、それぞれ「資産減損」の「引当金」を計上していた。それらにすべての会社の監査法人は「無限定適正」あるいは「注記付無限定適正」意見を出し、それぞれ適切な会計処理であることが認められた。はたして本当にそうであろうかは大いに問題であろう。やはり新「減損会計」も制度上隙があって、企業に利用されたであろう。

おわりに

以上の分析を踏まえ、中国の会計基準における「減損会計」の特徴を確認してみよう。

まず、中国においては「減損会計」の歴史はまだ浅く、不十分なところは多いであろう。しかし、20年あまりの模索の結果、現行の新「減損会計」に辿り着いた。新「減損会計」は「国際会計基準」の「減損会計」にある「公正価値」と「予測キャッシュ・フローの現在価値」の概念を用いて、より「国際化」を進めていった。一方、「国際会計基準」の「減損会計」の規定と違って、長期資産の減損の「戻入れ」を認めない規定は「国際化」に反する形となった。それは、20年ぐらい中国で「減損会計」制度を執行していた統計によると、「減損会計」の目的（すなわち、資産の正しい価値を表示することである）と違う使い方（すなわち、企業の利益操作である）が多く見られて、それを正すための改正は新「減損会計」であろう。さらに、基準のなかに実務の手順など

詳しく規定することなど中国の「特殊性」も見られる。それは、前述のように中国において「減損会計」の実務担当者もまだ知識不足のため、判断を要することをなるべく少なくするためであろう。それらを総合すると中国の会計基準における「減損会計」はやはり「国際化」と「中国特殊性」が併存するものであろう。新「減損会計」が執行されてからすでに8年ぐらいたった。2006年公布当時心配された2006年度末において一切に「長期資産」の「戻入れ」も事実上思ったほどではなかった。しかし、「減損会計」を利用し「利益操作」を行う企業はいまだに存在する。それは一概に新「減損会計」の目的は達成できなかったとは言い切れないものの、新「減損会計」もやはり欠陥があるように思われる。これから中国会計基準における「減損会計」はどのように変化していくであろう。